明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令の一部を改正する政令（二八六）　二
〔府　令〕
○母子保健法施行規則の一部を改正する内閣府令（内閣府八一）　二
〔省　令〕
○住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令（総務八六）　三
○義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（文部科学二六）　四
〔告　示〕
○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第三十二条の五第一項の規定による適格都道府県センターの認定を受けた公益財団法人暴力団追放兵庫県民センターから代表者変更の届出があった件（国家公安委三八）　四
○令和三年十月三十一日執行の衆議院比例代表選出議員選挙北海道選挙区における衆議院名簿届出政党等に係る当選人の繰上補充による当選人の住所及び氏名に関する件（中央選挙管理会二一）　四
○原戸籍の一部が滅失した件（法務二八二）　四
○日本国に帰化を許可する件（同二八三）　四
○株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件の一部を改正する件（財務・農林水産三〇）　五
○農業信用保証保険法第五十九条第一項の規定に基づき、同項の主務大臣の定める利息を定める件の一部を改正する件（同三一）　六
○中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息を定める件の一部を改正する件（同三二）　七
○農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件（農林水産一七三〇）　七
○漁業近代化資金融通法施行規程の一部を改正する件（同一七三一）　七
○農業経営基盤強化促進法附則第十一項の規定に基づき農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件（同一七三二）　七
○砂防法第二条の土地を指定する件（国土交通一一六四～一一六六）　八
○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第十五条の二第一項の規定に基づき指定暴力団を指定する件（茨城県公安委七五）　八
○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第十五条の二第一項の規定に基づき指定暴力団を指定する件（岐阜県公安委一二）　八
○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第十五条の二第一項の規定に基づき指定暴力団を指定する件（愛知県公安委一六）　八
○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第十五条の二第一項の規定に基づき指定暴力団を指定する件（三重県公安委二〇）　八
○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第十五条の二第一項の規定に基づき指定暴力団を指定する件（滋賀県公安委一〇二）　八
○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第十五条の二第一項の規定に基づき指定暴力団を指定する件（京都府公安委一五五）　一〇
○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第十五条の二第一項の規定に基づき指定暴力団を指定する件（大阪府公安委九二）　一〇
○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第十五条の二第一項の規定に基づき指定暴力団を指定する件（兵庫県公安委二一九）　一〇
〔人事異動〕
内閣　最高裁判所　一〇
〔叙位・叙勲〕　一〇
〔褒　賞〕　一二
〔皇室事項〕　一二
〔官庁報告〕
労　働
労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）　一三
最低賃金の改正決定に関する公示（山形労働局最低賃金公示一）　一三
〔公　告〕
諸事項
官庁
財団、公示送達関係　一三
裁判所
相続、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生、所有者不明関係　一三〇
会社その他　一三〇

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。

本号で公布された法令のあらまし

◇**義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令の一部を改正する政令**（政令第二八六号）（文部科学省）

1　養護特別支援学校の設置等が行われる年度の三年度前の年度に実施する建物の建築に要する経費を国庫負担割合の特例の対象とすることとした。（本則関係）

2　施行期日等

(一)　この政令の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。（附則第二項関係）

(二)　この政令は、令和七年四月一日から施行することとした。

政　令

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年九月十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百八十六号

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（昭和三十三年法律第八十一号）附則第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令（昭和三十三年政令第百八十九号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「の前々年度から」を「前三年度内の各年度又は」に、「後三年度目の年度までの間」を「以後四年度内の各年度」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　改正後の附則第二項の規定は、令和七年度以後の年度の予算に係る国の負担（令和六年度以前国庫負担（令和六年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき令和七年度以後の年度に支出すべきものとされた国の負担及び令和六年度以前の年度における新築又は増築の実施により令和七年度以後の年度に支出される国の負担をいう。以下同じ。）を除く。）について適用し、令和七年度以後の年度の予算に係る国の負担（令和六年度以前国庫負担に限る。）及び令和六年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担であって令和七年度以後の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

文部科学大臣臨時代理
　国務大臣　加藤　鮎子
内閣総理大臣　岸田　文雄

府　令

○内閣府令第八十一号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和六年法律第五十三号）の一部の施行に伴い、及び母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第十九条の二の規定に基づき、母子保健法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和六年九月十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

母子保健法施行規則の一部を改正する内閣府令

母子保健法施行規則（昭和四十年厚生省令第五十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
（法第九条の二第二項の内閣府令で定める支援） **第一条**　母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号。以下「法」という。）第九条の二第二項の内閣府令で定める支援は、母性並びに乳児及び幼児のうちその心身の状態等に照らし健康の保持及び増進に関する包括的な支援を必要とすると認められる者（次項において「包括的支援対象者」という。）に対して、母性並びに乳児及び幼児に対する支援に関する計画（以下この条及び第八条において「サポートプラン」という。）の作成並びに支援の実施状況及び当該者の状態を定期的に確認し、当該状態を踏まえ、当該者に係るサポートプランの見直しを行うこととする。 2　［略］ （健康診査等に関する情報の提供の求め） **第八条**　法第十九条の二第一項の規定により提供を求めることができる情報は、妊産婦又は乳児若しくは幼児に係る健康診査等（法第九条の二第一項の相談、同条第二項の支援、第十条の保健指導、第十一条、第十七条第一項若しくは第十九条の訪問指導、第十二条第一項若しくは第十三条第一項の健康診査又は第十七条の二第一項の産後ケア事業をいう。以下この条において同じ。）に関する情報のうち、次に掲げるものとする。 一　健康診査等の実施に当たり必要な情報であつて、次に掲げる情報 イ　妊産婦の出産時の身体的状況 ロ　妊産婦の産前産後の居住地の異動に関する情報 ハ　乳児又は幼児の出生時の身体的状況に関する情報 二　法第九条の二第一項の相談の実施、結果及びその所見に関する情報	（法第九条の二第二項の内閣府令で定める支援） **第一条**　母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号。以下「法」という。）第九条の二第二項の内閣府令で定める支援は、母性並びに乳児及び幼児のうちその心身の状態等に照らし健康の保持及び増進に関する包括的な支援を必要とすると認められる者（次項において「包括的支援対象者」という。）に対して、母性並びに乳児及び幼児に対する支援に関する計画（以下この条において「サポートプラン」という。）の作成並びに支援の実施状況及び当該者の状態を定期的に確認し、当該状態を踏まえ、当該者に係るサポートプランの見直しを行うこととする。 2　［同上］ （健康診査に関する情報の提供の求め） **第八条**　法第十九条の二第一項の規定により提供を求めることができる情報は、乳児又は幼児に対する法第十二条第一項又は第十三条第一項の健康診査（以下「健康診査」という。）に関する情報のうち、次に掲げるものとする。 一　健康診査（精密健康診査（既に行われた健康診査の結果に基づき、より精密なものとして行われる健康診査をいう。第三号及び第四号において同じ。）を除く。次号において同じ。）の受診の有無 二　健康診査を受診している場合にあつては、次に掲げる情報 イ　受診の年月日 ロ　受診した市町村名 ハ　当該受診の年月日における乳児又は幼児の月齢 ニ　当該健康診査の結果であつて、次に掲げるもの ⑴　身体発育状況 ⑵　当該健康診査の所見 三　精密健康診査が必要である旨の通知の有無 四　前号の通知があつた場合にあつては、次に掲げる情報 イ　当該通知の年月日 ロ　精密健康診査の受診の有無 ハ　精密健康診査を受診している場合にあつては、受診の年月日 ニ　当該精密健康診査の所見 三　サポートプランの作成及びその見直しに関する情報 四　法第十条の保健指導の実施、結果及びその所見に関する情報 五　法第十一条、第十七条第一項又は第十九条の訪問指導の実施、結果及びその所見に関する情報 六　法第十二条第一項又は第十三条第一項の乳児又は幼児に対する健康診査の受診、結果、その所見及び今後の処置に関する情報 七　法第十三条第一項の妊産婦に対する健康診査の受診、結果及びその所見に関する情報 八　法第十七条の二第一項の産後ケア事業の実施、結果及びその方法に関する情報 備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この府令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和六年九月十九日）から施行する。

省　令

○総務省令第八十六号

住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第二及び別表第四の規定に基づき、住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年九月十九日

総務大臣　松本　剛明

住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令

住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令（平成十四年総務省令第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（法別表第二の総務省令で定める事務） **第二条**　［略］ ［2～27　略］ 28　法別表第二の五の十二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 ［一～六　略］	（法別表第二の総務省令で定める事務） **第二条**　［同上］ ［2～27　同上］ 28　法別表第二の五の十二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 ［一～六　同上］

七　母子保健法第十七条の二の産後ケア事業の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認 八～十一　［略］ ［29～69　略］ （法別表第四の総務省令で定める事務） **第四条**　［略］ ［2～26　略］ 27　法別表第四の四の十二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 ［一～六　略］ 七　母子保健法第十七条の二の産後ケア事業の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認 八～十一　［略］ ［28～68　略］	［新設］ 七～十　［同上］ ［29～69　同上］ （法別表第四の総務省令で定める事務） **第四条**　［同上］ ［2～26　同上］ 27　法別表第四の四の十二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 ［一～六　同上］ ［新設］ 七～十　［同上］ ［28～68　同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は公布の日から施行する。

○文部科学省令第二十六号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和六年法律第五十三号）の一部の施行に伴い、及び義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（昭和三十三年法律第八十一号）第五条の三の規定に基づき、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年九月十九日

文部科学大臣臨時代理　国務大臣　加藤　鮎子

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行規則（昭和三十三年文部省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（学級数等の算定の特例日） **第二条**　［略］ 2・3　［略］ 4　法第五条の三第一項の文部科学大臣の定める日は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げる日とする。 一・二　［略］	（学級数等の算定の特例日） **第二条**　［同上］ 2・3　［同上］ 4　法第五条の三第一項の文部科学大臣の定める日は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げる日とする。 一・二　［同上］
三　新築又は増築を行う年度の翌々年度の五月二日から当該年度の翌年度の五月一日までの間において特別支援学校を設置した場合又は当該特別支援学校に就学させる児童若しくは生徒の数が増加することが明らかな場合　新築又は増築を行う年度の五月一日から起算して三年を経過した日 5　法第五条の三第二項の文部科学大臣の定める日は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げる日とする。 一・二　［略］ 三　新築又は増築を行う年度の翌々年度の五月二日から当該年度の翌年度の五月一日までの間において特別支援学校に寄宿舎を設けた場合又は当該特別支援学校の寄宿舎に収容する児童若しくは生徒の数が増加することが明らかな場合　新築又は増築を行う年度の五月一日から起算して三年を経過した日	［号を加える。］ 5　法第五条の三第二項の文部科学大臣の定める日は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げる日とする。 一・二　［同上］ ［号を加える。］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、令和七年四月一日から施行する。